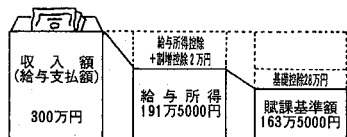


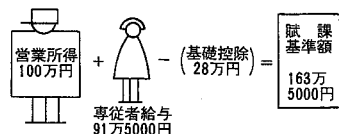
賦課基準額の求め方

加入者ごとに賦課基準額を求め、合算したものが、世帯当たりの賦課基準額となります。

図給与所得 (給与収入額300万円の場合)



図営業所得の場合 (営業所得100万円、専従者給与がある場合)



※専従者給与があるときは、営業所得にプラスします。(専従者の給与所得はゼロ)

※賦課基準額算定にあたっては、住民税と異なり、所得控除のうち、基礎控除以外の各種控除 (配偶者、扶養、高齢者、医療費、社会保険料控除など) は適用されません。

国民健康保険料算定の新旧比較 (例)

上段は今年度
下段は昨年度

区 分	賦 課 基 準	料 率	算 出 額
所 得 割	1,635,000 円	9.36% 10.98%	⑦ 153,036 円 179,523
資 産 割	30,000 円	28.32% 35.78%	① 8,496 円 10,734
均 等 割	4 人	16,000 17,000	② 64,000 円 68,000
平 等 割	1 世 帯 当 たり	19,000 22,000	③ 19,000 円 22,000
算 出 年 額 ⑦+①+②+③	条例による減額 均等割分 ② 平等割分 ③	限 過 度 額 超 過 額 ④	異動による 調 整 額 ⑤ 円
⑦ 244,532 円 280,257	② ③	④	⑤
納 入 年 額 ⑦-①-②-③±④	前月までに納入 すべき額	差引納入額 ⑤-⑥	精算後の納入額 7 月 8 月からの月額
⑦ 244,500 円 280,200	⑦ 66,000 円 66,000	⑤ 178,500 円 214,200	20,100 円 23,800 円 19,800 円 23,800

★こんなときは必ず届け出を ～国保制度は強制加入制度です～

次のようなことがありましたら、世帯主の人は必ず14日以内に届け出て下さい。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保にはいるとき	●他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、他市区町村の転出証明書
	●職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書、家族で国保に入っている人がいれば、その保険証
	●職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	印鑑、被扶養者になれない理由の証明書、家族で国保に入っている人がいれば、その保険証
	●子供が生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
	●生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止通知書
国保をやめるとき	●他の市区町村に転出するとき	印鑑、保険証
	●職場の健康保険に入ったとき	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証 (後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
	●職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証
	●国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証
	●生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他	●退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、年金証書
	●市内で住所が変わったとき	
	●世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、保険証
	●世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	●保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	印鑑、本人であることを証明するもの (使えなくなった保険証)

※外国人も短期滞在者などを除き、国民健康保険が適用されます。

手続きは、市役所市民課窓口⑥番でどうぞ。

保険料の計算例

右上の表に掲げた例は、国民健康保険に4人加入している場合で、昭和63年中の4人の合計所得が191万5000円、平成元年度の固定資産税額が3万円という世帯のものです。

それぞれ決められた料率をかけ、均等割と平等割を合計して出てき

た年間の保険料が24万4532円、この額の100円未満の端数を切り捨てた24万4500円が納入金額となります。さらに、4月から6月の3か月で、6万6000円納めていますので、この額を差し引いた残りの17万8500円を9か月で割ったものが、精算後の月額保険料となります。

なお、保険料についてのくわしいことは、市役所保健課保険給付係 (窓口⑩番番24-2111内線139) へ。



★退職者等医療制度～該当者は届出を～

この制度に該当する人は、次のすべての要件を満たす人 (70歳未満) とその家族です。

- 国民健康保険に加入している人
- 老人保健法の適用を受けていない人
- 被用者年金制度の老齢 (退職) 年金の受給者で、年金の加入期間が20年以上、または40歳以後の期間が10年以上の人 (国民年金は対象になりません)

なお、退職者等医療制度に該当する人の保険証は、同一世帯であっても、一般の国民健康保険加入者とは別に交付されます。しかし、保険料は同じように計算されます。医療を受けるときの本人の一部負担割合は、一般国民健康保険では3割負担、退職者等医療制度に該当する人は、2割負担となっています。